

# いじめ防止の基本方針

愛知中・高等学校

いじめは、生徒の心身の健全な成長及び人格形成に大きな影響を及ぼします。そして、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利をも著しく侵害します。また身体にも重大な危険を生じさせ、さらにはかけがえのない命をも失いかねない重大な問題でもあります。そもそも、いじめはSNS等の進歩により潜在化・陰湿化の傾向があり、発見が難しく、早急な対応・早期の解決が困難という側面もあります。

そこで、生徒の身边にいる教員一人ひとりが、「いじめは、どの生徒・どの学校にも起こり得ることである」と改めていじめ問題の重大性を認識していきます。そして、家庭や地域・関係諸機関と協力し、教員一丸となり、いじめの兆候をいち早く把握し、早期発見・早期対応への取り組みを進め、安心できる学校環境を整えたいと考えています。

## 1、いじめの定義（いじめ防止対策推進法第二条）

生徒に対して、当該生徒が在籍する中学校、高等学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

## 2、基本姿勢

教員が教育活動全般を通して生徒一人ひとりに応じた指導をしていき、その中で命と人権の大切さを教えることを心がけます。そのために、授業・ホームルーム活動・生徒会活動及び部活動の様々な場面を利用し、必要とあればカウンセラー・PTA活動及び関係諸機関と協力・連携していきます。生徒一人ひとりの成長や考えを共通認識・理解したうえで、望ましい人間関係を構築し、豊かな心の涵養に努めています。

いじめを「しない」・「させない」・「許さない」土壌作りを推進していきます。

## 3、いじめ防止対策委員会の設置

### ①委員会の構成員

- ・中学…校長（1名）・教頭（1名）・教務部長（1名）・指導部長（1名）・指導主任（1名）・各学年代表（3名）・教育相談（1名）・養護教諭（1名）の計10名とし、必要に応じて他の関係教員やスクールカウンセラー等とします。
- ・高校…校長（1名）・教頭（2名）・教務部長（1名）・指導部長（1名）・教育相談主任（1名）・生徒指導主任（1名）・各学年主任（3名）・各学年生徒指導主任（6名）・養護教諭（1名）の

計17名とし、必要に応じて他の関係教員やスクールカウンセラー等とします。

## ②委員会の運営

- ・校長は学校としての組織的な対応方針を委員会に指示し、委員を招集し会議を主催します。
- ・教育相談アンケート実施後、担当教員がまとめた資料をもとに定期的に開催します。
- ・いじめと疑われる相談・通報があった場合は、随時開催します。

## ③委員会の活動内容

学校が組織的かつ有効的にいじめの問題解決に取り組める中枢の役割を担う委員会として、「いじめ対策 四つの柱」を基本方針とし、主な活動は以下の通りとします。

### 一. 「未然防止」

教員一人ひとりがHR活動はもちろんのこと、全ての教育活動を通じて生徒同士の結びつきを深め、互いの違いを認め合う心を育み、いじめを許さない学校づくりを行います。

未然防止の観点から、多様な取り組みを体系的・計画的に行います。具体的には、いじめへの対応に関わる教員の資質能力を向上させるための研修や年間の指導計画を定めます。また、生徒への定期的なアンケートを実施し、教員間での情報共有を図ります。そして、本校独自の「宗教」の授業で、「いのち」の大切さを学んでいきます。

### 二. 「早期発見・早期対応」

アンケートや個人面談・カウンセリング等様々な方法を用いて、情報の収集と相談体制の充実を図り、いじめの早期発見・早期対応に努め必要な対応を行います。

いじめは、教員の気づきにくいところで行われるため潜在化しやすいことを認識し、教員が生徒の小さな変化を見逃さず敏感に察知し、いじめを見逃さないようにします。そして、保護者とも連絡を密に取りながら、早期発見できるようにします。いじめの疑いに関する情報やいじめを把握した場合は、早期に委員会を開催し敏速に対応します。

### 三. 「啓発と連携」

学校や学年・クラスの広報活動を行うとともに、保護者懇談会を通じて平素から保護者との信頼関係を築いていきます。様々な部署から発行される学校広報や学年通信・学級通信・指導部だより・保健室だより・スクールカウンセラーだより等でも啓発活動を行っていきます。

また、必要に応じて事実調査や対応・解決方法等の検討について、スクールカウンセラーや警察・PTA・近隣等の関係諸機関との連携を図ります。

### 四. 「いじめ発生時の的確な対応」

いじめが発生した場合は、速やかに体制を整え、いじめられた生徒の立場に立ち本人や保護者の気持ちを充分に理解した上できめ細かい対応をしていきます。

具体的には、まずは「情報の収集」「記録や情報の共有」「いじめの事実確認」を行います。そして早急にいじめ解決に向けて、担任や部顧問が一人で対応するのではなく組織的に対応をします。その上で校長に報告し、その事案に対しての対応を検討します。再発防止策として、いじめられた生徒やその保護者への連絡や支援について迅速に対応していきます。同時

に、いじめた生徒やその保護者に対しても、指導方針を明確にして対応していきます。また、いじめられた生徒・いじめた生徒両者が安心して登校できる環境をつくるために、継続的にカウンセリングや保護者とも連絡を密に取りながら必要な対処をしていきます。

#### 4、重大事態への対応

##### ①重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第二十八条）

一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

##### ②重大事態への対応

校長が重大事態にあたると判断した場合、直ちに私学振興室と学校の設置者に報告します。第三者を含めた委員会を中心として速やかに事実関係を明確にし、事案の全体像を早期に把握します。その結果は、いじめられた生徒とその保護者に対して、誠意を持って必要な情報を適切に提供します。

必要とあれば第三者委員会を設置し、専門的知識及び経験を有する外部の専門家の意見も取り入れます。さらに、私学振興室や警察などの組織に協力し、事案の解決に向けて適切な対応をします。

#### 5、いじめ防止対策の点検・見直し

いじめ防止対策についての点検を定期的（年1回以上）を行い、必要があると判断された場合には組織体制や対応方法等を見直します。より良い効果的なもの、より高い予防策となるよう必要な措置を講じていきます。

#### — 代表的な相談機関 — 悩みは一人で抱え込まないで！

子供 SOS ほっとライン 0120-0-78310 : 24 時間

ハートフレンド名古屋 052-683-8222 : 月～金 9 時 30 分～19 時・土 9 時 30 分～12 時

家庭教育相談電話 052-961-0900 : 月～金 9 時～16 時

あいちこころほっとライン 365 052-951-2881 : 9 時～20 時 30 分

名古屋いのちの電話 052-931-4343 : 24 時間

※詳しくは、各ホームページをご覧ください